

緑の松戸づくりに関する提言

- パートナーシップによる緑の保全と再生 -

平成14年6月

松戸市緑推進委員会

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| ・ 現状認識と対策の方向性 | |
| 1 . 残された貴重な緑の価値の認識 | 2 |
| 2 . 緑の創出及び再生の基本的戦略 | 3 |
| 3 . 緑の適切な育成管理という視点の導入 | 4 |
| ・ 早急に取り組むべき施策 | 5 |
| ・ 「(仮称)松戸緑の市民憲章」の制定 | |
| ・ 松戸市緑の基本計画の推進 | |
| ・ 樹林地保全のための施策 | |
| ・ パートナーシップによる緑の育成管理 | |
| ・ 緑の松戸づくりへの市の木・花・鳥の積極的な活用 | |
| ・ 中長期的に取り組むべき施策 | 6 |
| ・ 21世紀の森と広場への交通アクセスの改善 | |
| ・ 松戸駅周辺における緑の保全と創出 | |
| (添付資料) | |
| ・ 松戸市緑推進委員会で討議された項目 | 7 |
| ・ 松戸市緑推進委員会の検討経過 | 40 |
| ・ 松戸市緑推進委員会委員名簿 | 42 |

はじめに

私たちの生活環境はヒートアイランド現象や干潟の減少など都市化の中での身近な問題から、二酸化炭素の増加や温暖化等の地球レベルの問題まで、密接に関連しながら深刻化しており、あらゆる場面での環境の回復・再生が最優先課題になっている。都市においても自然環境の保全・再生は最重要課題であり、自然と調和した豊かな都市づくりを実現するための緑の保全と創出、生態系の回復が強く求められている。

松戸市では、1960年代後半以降の急激な都市化により緑が大幅に減少し、市域に対する山林面積は、1965年には約13%であったのに対し、1990年は約4%と、25年間に約9ポイントも減少した。2001年には2.5%となり、今も減少に歯止めがかからず、緑環境は危機的状況にある。

松戸市の自然景観を象徴する存在として、矢切地区から浅間神社、千葉大学園芸学部へと連続する斜面林がある。市域に残された緑は、台地の畑や森から、低地の田んぼ・小川に至るまで変化に富んだ多様な環境を形成している。そこでは虫たちが棲み、鳥が暮らす多様な自然が息づいている、正に「里山」としての緑である。しかし、その緑が今、危機にさらされていることを私たちは強く実感している。

「残された緑をどのような方策で保全し、どのように緑を増やしていくか。」は都市環境再生の根幹的課題であり、そのために松戸市が策定した「松戸市緑の基本計画」の効果的な実践が強く望まれる。これまでの討議の過程で、取り戻すべき緑環境の目標は1960年代前半の松戸の緑環境、すなわち、高度経済成長で自然が激減する前の「人と生きものが共生し、豊かな自然が存在したことを実感し得た時代」の緑環境であることに意見の一致を見た。

この里山の環境を継承する現代的資産として、松戸には「21世紀の森と広場」があり、松戸の象徴的環境のひとつとなっている。本委員会では、ここにある森や湿地、.世紀にふさわしい新たな人と緑とのふれあいを実現していくことをめざして、度重なる検討を加えてきた。今般、委員会の意見の一致を見たので、緑の松戸づくりの方向性と具体策について、次のように提言する。

・現状認識と対策の方向性

1. 残された貴重な緑の価値の認識

- ・ 矢切に代表される江戸川沿いの斜面林や平地林は都市開発により^{むしば}蝕まれ続けており、強い保全施策が求められている。そこで、山林所有者の樹林地管理等に関する実情を詳細に把握し、都市緑地保全法をはじめとする法制度の適用やその他の保全手法の適用について、あらゆる可能性を検討する必要がある。
- ・ 市内に点在する斜面林や平地林は、かつては里山として人の手が入り、^{まき}薪や炭が生産され、林業が営まれ、生活に不可欠な樹林として、良好な状態で保全されていた。都市化が隅々まで進展し、斜面林や平地林を取り巻く諸々の環境が激変した現在では、所有者のみの努力と負担により保全されているのが実情である。これを行政・市民・企業の3者が協働して保全するしくみに転換し、早急に新たな対策を講じる必要がある。
- ・ 21世紀の森と広場は市域の中心に位置し、斜面林に囲まれた谷津の地形が残された松戸の緑の象徴と言うべき公園であり、緑の都市づくりの拠点として効果的に生かしていく必要がある。緑の価値をより深く認識し体感するための様々な方策を工夫し、それらを通じて生きものが暮らす緑の重要性を広く訴えていく拠点としての位置づけを明確にする必要がある。
- ・ 松戸市は市の中心市街地からごく至近に江戸川が流れており、豊かで、大規模な水辺のオープンスペースの恵みを受けている。しかしながら、生きものの暮らす環境としての質や多様性において劣り、また、市を代表する水辺としての景観面や、市民が親しみ、憩う場としての緑の質、アクセスのしやすさの面でその価値が十分活用されていない。新しい価値の創造のために、松戸駅前から江戸川までの緑の軸線を強化し、江戸川の緑の保全と再生の方策について検討する必要がある。
- ・ 松戸の農業を特徴づける緑として、矢切のネギ畑や東部、六実、金ヶ作地域の観光梨園があるが、その良好な田園環境を計画的に保全・活用する方策を講じる必要がある。

- ・ 松戸は区画整理等によるまちづくりで発展してきた。今後の都市整備においては、地形、水系、歴史、文化、植生などに十分配慮し、樹林地の保全を最優先した緑の保全型まちづくりの手法を展開することが強く望まれる。

2. 緑の創出及び再生の基本的戦略

- ・ 「緑の中に都市をつくる」という理念のもとに、都市空間のあらゆる場所、たとえば、建物の屋上・壁面・狭小な敷地などに緑を創出する手法や材料についての研究・開発や緑化協定による市民総意の緑づくりに取り組むべきである。
- ・ 緑の創出にあたっては、単に量を増やすのではなく、その場所の状況、条件や目的など、地域の特性を十分に考慮するなど、質の面にも配慮すべきである。たとえば、中心市街地であれば、景観向上や市民の誇りとなるような風格ある緑を、住宅地では、人々に安らぎを与える緑を創出すべきである。こどもの遊び場では、自然とのふれあいの機会を提供するなど、多様な緑を積極的に導入していくべきである。
- ・ 21世紀の森と広場は緑のまちづくりの拠点として、重要な役割を持ち、年間69万人の来園者を数える公園として市民に親しまれている。しかしながら、それを核とし、斜面林や平地林、社寺林などの点在する樹林地を結びつける緑のネットワークの構築は進んでいない。そこで、道路や水系を利用した緑の軸を形づくるとともに、それに沿った樹林地や公園を重点的に保全・整備することで、緑資源のネットワーク化を実現していくべきである。
- ・ 道路の緑は、都市の景観を向上させ、都市のイメージをつくる上でも重要なものであり、幅員に応じた樹種の選定や植栽方法を工夫しながら、緑を積極的に導入していく。そのため、国・県に対して強力な働きかけ、提案を行うべきである。
- ・ 緑地の少ない地域においては、国有地を含む様々な遊休地を活用するなどして、緑を創出する工夫をこらし、市民の利用に供するよう、国に対する働きかけなど、多面的対策を講じる必要がある。

3 . 緑の適切な育成管理という視点の導入

- ・ 緑は生きものであり、年々、成長していく。したがって、時間の経過とともに豊かになっていく唯一の社会資産として認識すべきである。その長期的継承のために、他の社会資産にはない、このような緑の持つ固有の特徴を最大限発揮させる育成管理を行う必要がある。そのためには、行政のみならず、市民、企業が積極的に緑の管理に関わり、かつ相応の負担を可能にする仕組みづくりを行うべきである。
- ・ 緑を資産として活用し、市民の健康や安全、安らぎや喜びにつなげていくためには、緑空間を利用し、運営するためのソフトづくりが不可欠であり、それを市民主体で創り出していく必要がある。緑の育成管理に関する理念・基本姿勢、を明確にし、緑の育成管理に対する行政・市民・企業それぞれの立場において行動の規範を明らかにし、これを実践することが必要である。
- ・ 公園整備においては、地域の市民が主体となって運営のためのルールをつくり展開することによって、はじめて公園が地域の資産となる。地域主体の運営管理の重要性を認識し、その仕組みづくりに着手すべきである。
- ・ 森や草原など自然の中での楽しい遊び体験を復活させ、こどもたちの自然への感性を育てるべきである。緑や自然を大切にする意識を育て、行動を促していくべきである。こうした観点から、地域の学校と連携した総合学習の場としての樹林地や公園などの活用、あるいは自然の中での楽しい遊び体験を指導できる人材の育成についても、幅広く取り組んでいくべきである。

・ 早急に取り組むべき施策

「(仮称)松戸緑の市民憲章」の制定

- ・ 21世紀の成熟社会においては、今あるものの価値を再発見し、有効利用を図っていくことが求められている。緑は生命あるものとして、時間とともにストックが豊かになっていく唯一の社会資産であることから、行政・市民・企業の3者が、それぞれの立場で緑の恩恵を自覚し、社会資産としての緑の価値を高めていくための具体的な行動の規範として、「(仮称)松戸緑の市民憲章」を制定し、地域、学校など、あらゆる場面での普及・啓発を図っていく必要がある。

松戸市緑の基本計画の推進

松戸市緑の基本計画に位置づけられた広域の緑の拠点の都市計画決定を早期に行い、長期的視野のもとに着実に整備を進めていくとともに、緑の拠点としての整備のあり方や緑のネットワーク化を促進し、計画内容の周知を行い、市民主体で常に見直しを加えていく必要がある。

樹林地保全のための施策

- ・ 山林所有者による管理運営ネットワークを形成し、樹林地管理等に関する実態の把握や、情報交流を促進し、樹林地カルテの作成を行うべきである。さらに、条例による特別保全樹林地地区指定や、都市緑地保全法による緑地保全地区、市民緑地の指定促進のための方策を確立し、育成管理への市民の参加などを含めた、樹林地ごとの保全策や年次計画の立案を行う。また、この計画は公表されるべきである。
- ・ 都市緑地保全法による緑地保全地区指定については、矢切・栗山地区、小金地区の斜面林、東部地区から金ヶ作地区、幸谷地区の平地林に重点を置き、早期指定に向けた検討を進める必要がある。
- ・ 山林所有者の相続税の軽減、及び、納税猶予^{ゆうよ}制度の山林への適用については、同様な課題を抱えた自治体と連携しながら、国に積極的に働きかける必要がある。

パートナーシップによる緑の育成管理

- ・行政は市民・企業とのパートナーシップによる緑の育成管理のためのしくみとして、「(仮称)緑の松戸づくり協議会」を設立するために必要な方策を講じるべきである。協議会の組織体制、資金の確保、具体的な事業展開内容とその担い手などについて、具体的検討に着手すべきである。地域の大学との連携も必要である。
- ・緑にふれ、緑を育む楽しさを体感する拠点として、21世紀の森と広場、金ヶ作育苗圃などを拠点として活用し、広く緑のボランティアを育成すべきである。

緑の松戸づくりへの市の木・花・鳥の積極的な活用

「人と生きものが共生できるまちづくり」のシンボルとして制定した市の木・花・鳥について、その制定の趣旨を広範に伝え、生活の中に定着するよう啓発していくべきである。

・中長期的に取り組むべき施策

21世紀の森と広場への交通アクセスの改善

21世紀の森と広場は、松戸の緑の象徴であり、緑の松戸づくりの啓発のために、その存在は大きな役割を担っている。そこで、来るべき高齢化社会に対応し、こどもから高齢者まで、より多くの市民が公園や周辺の文化施設を利用しやすくするために、21世紀の森と広場近くに新駅を設けるなど、交通アクセスの改善を実現する必要がある。

松戸駅周辺における緑の保全と創出

松戸市の景観的イメージを決定づける市の中心部、千葉大学園芸学部キャンパス、浅間神社から金山神社にかけての樹林地の体系的保全、さらには松戸駅前一带に、松戸のセントラルパークと呼べるような豊かで風格のある緑を復元・創出する構想を視野に入れ、長期的なまちづくり計画に位置づける必要がある。

松戸市緑推進委員会で討議された項目

緑の意識向上に関する事項

緑の大切さ

- ・ 緑の理念、緑の管理育成に対する基本姿勢、緑への誓い等を示すための「緑の市民憲章」や「緑の倫理憲章」の制定
- ・ 緑の重要性、市民共有の財産としての平等な負担等について、広報等によるPRの強化
- ・ 樹林や生き物状況調査の実施と調査結果の公表

残された貴重な緑の保全に関する事項

街並み景観の保全及び改良

- ・ 春雨橋や赤塚樋門^{あかいらひもん}付近の私有林の保存
- ・ 松戸に残る美しい緑の景観の保護

樹林、樹木の保全対策及び活用

- ・ 特別保全樹林地区、保全樹林地区の重点地区の早期指定
(斜面林：矢切地区～小金地区・平地林：東部地区～金ヶ作地区)
- ・ 特別保全樹林地区指定後の緑地保全地区への移行システムの創設
- ・ 特別保全樹林地区指定看板による緑地保全の重要性のPR
- ・ 斜面林や社寺林の積極的な保全
- ・ 樹林地の管理助成金の増額
- ・ 樹林地保全のための借地や市民緑地制度等の活用
- ・ 相続発生時における可能な限りの適切な対処(寄付行為、買取り)
- ・ ボランティア組織による市民林や市民の森の確保と拡大
- ・ 国への相続税及び納税猶予^{ゆうよ}制度改正の要求行動の展開
- ・ 国への相続税物納地(森林)の払い下げ要請
- ・ 相続税及び固定資産税の軽減による民有林の支援
- ・ 新税等による緑地保全の財源化
- ・ 山林所有者と周辺住民トラブル解消の具対策
- ・ 山林所有者、市民ボランティア、行政が一体となった緑地保全ネットワークづくり
- ・ 相続税物納用地の活用(遊び場や農地、森づくりの場)

農地の保全対策及び活用

- ・ 生産緑地地区による農地保全の推進

- ・生産緑地地区の買取による市民農園の活用

市街地における緑の創出及び再生に関する事項

構想

- ・市民セントラルパーク構想と緑環境の整備

計画開発

- ・宅地開発に際しての樹林保全型まちづくり手法の確立と展開（区画整理、計画道路、建築行為等）
- ・宅地開発における環境保全のための適正な指導
- ・小規模開発業者への生垣指導

公共用地の緑化等

- ・公共用地や街路樹の緑化、一般家庭の緑化の推進
- ・自治会や緑化団体、市民ボランティアによる公共施設等の緑化の推進
- ・国道及び県道の街路樹緑化の推進
- ・松戸の顔にふさわしい松戸駅周辺の緑化の推進
- ・坂川をはじめとする河川緑化、親水化、清流復活の推進
- ・江戸川左岸矢切地区の親水エリアと桜堤防の再現
- ・坂川の桜堤防化の再現
- ・育苗圃を利用した地域固有の草木の生産

公園緑地の整備

- ・相模台公園と中央公園との^{かきょう}架橋
- ・未利用地を有効に活用した地域の憩いの場の確保

緑の適切な育成管理に関する事項

樹林等の保全管理

- ・市民及び市民団体による緑のトラスト運動等の推進（枝の^{ぼっさい}伐採、下草刈りなど）
- ・樹林の保全運動等に対する行政の支援

落ち葉の対処

- ・処分場所と処分方法
- ・安全な堆肥化による循環

人づくりに関する事項

緑の教育

- ・緑のプランを取り入れた総合学習教育
- ・各地区の緑の特性を生かし、子供たちに緑や自然の大切さを感じる心を育てていく

緑の活動

- ・市民参加のための具体的な活動の場の提供と体制づくり

緑化基金の活動に関する事項

人材及び組織

- ・各種事業展開のための市民活動コーディネートの登用
- ・市民活動コーディネートのネットワークを活用した施策の推進

財源

- ・市の一般財源の捻出による緑の基金の拡大と充実

緑地の保全

- ・森林保護団体の育成、支援及び助成
- ・緑地保全のための買取り

市の対応に関する事項

- ・緑の基本計画の意図、趣旨の徹底
- ・山林所有者のニーズに合った保全のあり方の相談
- ・樹林所有者及び開発業者への樹林地保全予定地の事前説明と保全協力
- ・市役所内各部署間での対等なパートナーシップ
- ・自立した市民や緑好きで活動できる市民などを行政のパートナーとして募集

松戸市緑推進委員会の検討経過

| 委員会名称 | 開催日 | 議 題 |
|---------|-----------|--|
| 委 嘱 式 | 12年 7月 5日 | |
| 第1回委員会 | 12年10月 4日 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長代理の選任 ・委員会の進め方について ・特別保全樹林地区の指定について |
| 第2回委員会 | 12年11月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別保全樹林地区の指定について ・都市緑化の推進について ・市街地内の未利用地について |
| 第3回委員会 | 13年 2月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の緑状況等の現地視察 |
| 第4回委員会 | 13年 5月 8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地視察の感想及び意見のまとめ |
| 第5回委員会 | 13年 8月 6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地視察の感想及び意見のまとめ ・委員会提言の作成方法について |
| 第6回委員会 | 13年10月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会提言の作成方法について ・市の木、市の花、市の鳥の選定について |
| (臨時委員会) | 13年11月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の木、市の花、市の鳥の選定について |
| 第7回委員会 | 14年 1月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会提言の取りまとめについて |
| (臨時委員会) | 14年 2月13日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の木、市の花の追加及び市の鳥の選定、提言書の提出 |

第8回委員会 14年 3月29日 ・委員会提言の取りまとめ

第1回提言起草小委員会 14年4月23日

第2回 小委員会 5月2日

第3回 小委員会 5月9日

第4回 小委員会 5月15日

第5回 小委員会 5月17日

第9回委員会 14年 5月21日 ・委員会提言の取りまとめ

第10回委員会 14年 6月14日 ・委員会提言の取りまとめ、提言の提出

松戸市緑推進委員会 委員名簿

| | | |
|------|---------|-----------------|
| 会 長 | 田 代 順 孝 | 千葉大学園芸学部教授 |
| 会長代理 | 渡 辺 幸三郎 | 郷土史研究家 |
| 委 員 | 賀 来 佳 子 | 造園専門家 |
| 委 員 | 杉 森 文 夫 | (財)山階鳥類研究所主任研究員 |
| 委 員 | 田 中 忠 行 | 商業関係団体代表者 |
| 委 員 | 上 原 雅 二 | 工業関係団体代表者 |
| 委 員 | 高 橋 巳一郎 | 農業関係団体代表者 |
| 委 員 | 吉 野 寅次郎 | 林業関係団体代表者 |
| 委 員 | 松 戸 栄 | 建設関係団体代表者 |
| 委 員 | 市 岡 慎 次 | 市 民 |
| 委 員 | 伊 藤 博 | 市 民 |
| 委 員 | 稲 葉 八 朗 | 市 民 |
| 委 員 | 関 美智子 | 市 民 |
| 委 員 | 高 橋 千恵子 | 市 民 |
| 委 員 | 田 島 由 子 | 市 民 |